

令和 5 年度

第 3 回加須市国民健康保険運営協議会資料

日 時 令和 6 年 1 月 1 8 日（木）  
午後 1 時 3 0 分～  
場 所 加須保健センター 2 階 集団指導室

加須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について ..... 1 頁

令和 6 年度加須市国民健康保険事業特別会計予算(案)について ..... 2 頁

令和 5 年度加須市国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について ..... 3 頁

令和 6 年度加須市国民健康保険直営診療所特別会計予算(案)について ..... 4 頁

加須市国民健康保険表彰規程に基づく表彰（案）について ..... 6 頁



# 国民健康保険における給付と負担のバランスを 改善するための条例の一部改正

## 1 議案の名称

加須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

## 2 改正の趣旨

令和9年度の県内保険税水準の準統一及び赤字削減・解消という埼玉県の方針を踏まえ、本市の保険税水準を見直すことが求められています。

こうしたことから、国民健康保険事業の円滑かつ安定的な運営を図るため、国民健康保険税の基礎課税額（医療給付費分）の均等割額を改めるとともに、「地方税法施行令」の一部改正（令和5年3月31日公布・同年4月1日施行）に伴い、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を改めます。

## 3 主な改正内容

### (1) 基礎課税額の均等割額の改定

基礎課税額（医療給付費分）の均等割額を次のように改めるとともに、当該均等割額の軽減額を改めます。

改定前	改定後	差額
27,700 円	32,700 円	5,000 円

#### ① 基礎課税額（医療給付費分）の均等割額に係る軽減額

軽減割合	改定前		改定後	
	軽減額	軽減後の額	軽減額	軽減後の額
7割軽減	19,390 円	8,310 円	22,890 円	9,810 円
5割軽減	13,850 円	13,850 円	16,350 円	16,350 円
2割軽減	5,540 円	22,160 円	6,540 円	26,160 円

#### ② 未就学児の基礎課税額（医療給付費分）の均等割額に係る軽減額

（上記①の軽減後の額の1/2の額）

軽減割合	改定前	改定後
7割軽減	4,155 円	4,905 円
5割軽減	6,925 円	8,175 円
2割軽減	11,080 円	13,080 円
軽減なし	13,850 円	16,350 円

### (2) 後期高齢者支援金等課税額に係る限度額の改定

地方税法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を次のように改めます。

	改定前	改定後	差額
後期高齢者支援金等課税額	200,000 円	220,000 円	20,000 円

## 4 施行期日

令和6年4月1日

令和6年度 加須市国民健康保険事業特別会計予算<案>について

【歳入】

(単位：千円)

	R6年度当初予算 ①	R5年度当初予算 ②	比較 ①-②	増減率(%)	説	明
1 国民健康保険税	2,045,429	2,119,037	△ 73,608	△ 3.5	【平均被保険者数推計】 令和5年度推計平均被保険者推計人数 24,580人 令和6年度推計平均被保険者推計人数 23,040人 (令和5年度比：△ 1,540人)	【国保税予定収納率】 現年度課税分 93.1%
国保税 現年課税分	1,948,431	2,019,040	△ 70,609	△ 3.5		
国保税 滞納繰越分	96,998	99,997	△ 2,999	△ 3.0		
2 使用料及び手数料	1	1	0	0.0	証明書発行に係る手数料	
3 国庫支出金	1	1	0	0.0	東日本大震災の被災に伴う保険税の減免や療養の給付等に係る一部負担金の免除に要した費用に対する補助金	
4 県支出金	9,272,842	9,202,197	70,645	0.8		
保険給費等交付金(普通交付金)	9,161,308	9,086,078	75,230	0.8	療養の給付等に要する費用に対する交付金	
保険給費等交付金(特別交付金)	111,533	116,118	△ 4,585	△ 3.9	医療費適正化等の取組状況や県内で調整すべき市町村の特別事情に要する費用に対する交付金など	
財政安定化基金交付金	1	1	0	0.0	保険税収納不足により財源不足となった場合、県に設置される財政安定化基金より交付が受けることができるもの	
5 繰入金	1,240,136	1,134,473	105,663	9.3		
保険基盤安定	456,349	454,011	2,338	0.5	法定繰入金：保険税軽減分 273,130千円 補助率(県:3/4・市1/4)・保険者支援分 183,219千円 補助率(国:1/2・県:1/4・市1/4)	
未就学児均等割保険税	5,544	5,735	△ 191	△ 3.3	法定繰入金：未就学児均等割減額措置に係る繰入金 補助率(国:1/2・県:1/4・市1/4)	
職員給与費	182,801	80,661	102,140	126.6	法定繰入金：国保特別会計の職員給与等に係る繰入金 【繰入金内訳】	
産前産後保険税繰入金	1,554		1,554	皆増	法定繰入金：産前産後期間相当減額措置に係る繰入金 補助率(国:1/2・県:1/4・市1/4)	
出産育児一時金	21,333	19,600	1,733	8.8	法定繰入金：出産一時金に係る繰入金 50万円×64件×2/3 =21,333千円	
財政安定化支援事業	44,974	44,461	513	1.2	法定繰入金：国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資する繰入金	
その他一般会計	527,581	530,005	△ 2,424	△ 0.5	法定外繰入金 527,581千円 その他一般会計からの法定外繰入金(赤字補てん)	
6 繰越金	1	1	0	0.0	前年度からの繰越金	
7 諸収入	10,790	10,290	500	4.9	納期限後に納付された国保税に係る延滞金や第三者求償納付金など	
合計	12,569,200	12,466,000	103,200	0.8		

【歳出】

(単位：千円)

	R6年度当初予算 ①	R5年度当初予算 ②	比較 ①-②	増減率(%)	説	明
1 総務費	174,648	147,091	27,557	18.7	職員人件費、連合会負担金、国保運営協議会費、賦課徴収費等	
2 保険給付費	9,210,658	9,132,814	77,844	0.9	保険者が負担する医療費(診療費)等の費用額。支払先=埼玉県国保連合会	
療養諸費	7,930,240	7,868,972	61,268	0.8	療養給付費=病院、診療所などの医療費 / 療養費=柔道整復、リハビリなどの医療費	
高額療養費	1,236,202	1,222,225	13,977	1.1	限度額認定証を使用した場合の限度額以上の費用額や一月に一定額以上の医療費を支払った場合の払い戻し分など	
移送費	201	201	0	0.0	緊急を要する場合での他の病院等に移送する際の費用	
出産育児一時金	32,014	29,415	2,599	8.8	被保険者の出産に係る保険者の負担金及び出産一時金直接払いに係る手数料 (50万円×64件+手数料210円×64件)	
葬祭費	12,000	12,000	0	0.0	被保険者の死亡に対する保険者負担金 (5万円×240件)	
傷病手当金	1	1	0	0.0	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金	
3 国民健康保険事業費納付金	3,029,959	3,035,804	△ 5,845	△ 0.2	※国のガイドラインに基づき県が算定 (県全体の保険給付費総額から公費等を控除した額を各市町村の被保険者数、所得水準に応じて納付)	
医療給付費分	2,025,568	1,989,593	35,975	1.8	医療給付費分に係る国民健康保険事業費納付金→県から提示された金額を計上	
後期高齢者支援金等分	774,967	797,036	△ 22,069	△ 2.8	後期高齢者支援金分に係る国民健康保険事業費納付金→県から提示された金額を計上	
介護納付金分	229,424	249,175	△ 19,751	△ 7.9	介護納付金分に係る国民健康保険事業費納付金→県から提示された金額を計上	
4 共同事業拠出金	1	7	△ 6	△ 85.7	退職者被保険者等該当者リスト作成に係る埼玉県国保連合会への拠出金(負担金)	
5 財政安定化基金拠出金	1	1	0	0.0	県が設置する財政安定化基金への拠出金	
6 保健事業費	133,928	130,912	3,016	2.3	※各保険者が実施する保健事業に係る経費	
保健事業費	23,680	24,010	△ 330	△ 1.4	・人間ドック利用補助 900件/脳ドック利用補助 50件/併診ドック利用補助 115件/保養施設利用補助 410泊分	
特定健康診査等事業費	102,748	99,902	2,846	2.8	・医療保険者が実施主体となり、40歳~74歳の被保険者を対象に国保健診(特定健診)・特定保健指導を実施し、生活習慣病の有病者及び予備群の減少を図るもの	
糖尿病性腎症重症化予防事業費	7,500	7,000	500	7.1	・糖尿病性腎症の重症化予防を図るため、レセプトデータ等を活用した未受診者・治療中断者への受診勧奨及び医師からの推薦による通院患者の保健指導を行うもの	
7 諸支出金	16,505	15,871	634	4.0	国保税還付金及び還付加算金など	
8 予備費	3,500	3,500	0	0.0		
合計	12,569,200	12,466,000	103,200	0.8		



## 事業費の確定に伴う国・県交付金等の返還

### 1 事業名

国民健康保険事業特別会計 返還1事業

### 2 補正予算の内容

令和4年度の各事業の実績額が確定したこと等に伴い、当該各事業の実施のために交付を受けた国及び県の交付金等を返還します。

### 3 補正の理由

既に交付を受けた国及び県の交付金等が実績額を超過した分について返還するため、所要の措置をするものです。

### 4 補正予算の積算

(1) 返還

(単位：千円)

事業名	国・県交付金等	交付決定額 (A)	実績額 (B)	返還額 (ア) (A)-(B)	当初 予算額 (イ)	補正 予算額 (ア)-(イ)
償還金	令和4年度国民健康保険災害臨時特例補助金（東日本大震災分）（一部負担金分）	109	85	24	1	23
	令和4年度保険給付費等交付金（普通交付金）	8,428,763	8,383,143	45,619	1	48,577
	令和3年度保険給付費等交付金（普通交付金）	8,598,135	8,597,305	830		
	令和2年度保険給付費等交付金（普通交付金）	8,366,048	8,363,994	2,054		
	平成30年度保険給付費等交付金（普通交付金）	8,814,814	8,814,797	17		
	令和3年度保険給付費等交付金（特別交付金のうち国・特別調整交付金）	23,619	23,562	57		

※表示単位未満四捨五入のため、差し引きが一致しない場合がある。

### 5 補正予算額 48,600千円

## 加須市国民健康保険北川辺診療所の概要

昭和 49 年 7 月に北川辺町立国保診療所として開設、昭和 63 年 7 月に現在の場所（現加須市柳生 66-1）に移転改築された。平成 22 年 3 月 23 日の市町村合併にともない、加須市国民健康保険北川辺診療所として引き続き、身近な医療機関として地域医療に貢献している。

施設名	加須市国民健康保険北川辺診療所
管理者	荒木譲二
診療科目	内科、小児科
施設概要	鉄筋コンクリート造平屋造 約 349 m <sup>2</sup>
設 備	X 線撮影装置、超音波診断装置、心電計
診療日・時間	月～金曜日（祝日、年末年始除く） 9：00～12：00、14：00～17：00
職員の状況	診療所長兼医師 1 人（ほか医師 1 人）、 看護師 1 人（ほか 4 人）、事務長 1 人（ほか 2 人）

### 全景



右手前：国保北川辺診療所

左手奥：北川辺健康福祉センター

### 位置図



令和6年度 加須市国民健康保険直営診療所特別会計予算<案>について

【歳入の部】

(単位：千円)

	R6年度当初予算①	R5年度当初予算②	比較①-②	増減率(%)	説 明
1 診療収入	81,194	81,497	△ 303	△ 0.4	
外来収入	76,236	76,865	△ 629	△ 0.8	国民健康保険診療報酬収入、社会保険診療報酬収入、後期高齢者医療診療報酬収入、一部負担金窓口収入、一般診療収入、予防接種料
その他の診療収入	4,958	4,632	326	7.0	健康診断等収入、介護保険主治医意見書作成料、特定健診料
2 使用料及び手数料	12	12	0	0.0	往診自動車料
3 財産収入	6	5	1	20.0	国民健康保険北川辺診療所施設整備等基金利子
4 繰越金	14,921	17,953	△ 3,032	△ 16.9	前年度からの繰越金
5 諸収入	67	67	0	0.0	
預金利子	1	1	0	0.0	歳計現金預金利子
雑収入	66	66	0	0.0	自動販売機設置使用料・電気料
△ 繰入金	0	366	△ 366	皆減	
他会計繰入金	0	366	△ 366	皆減	国民健康保険事業特別会計繰入金
合 計	96,200	99,900	△ 3,700	△ 3.7	

【歳出の部】

(単位：千円)

	R6年度当初予算①	R5年度当初予算②	比較①-②	増減率(%)	説 明
1 総務費	53,002	49,724	3,278	6.6	
施設管理費	52,952	49,674	3,278	6.6	職員人件費、一般管理費、連合会負担金等
研究研修費	50	50	0	0.0	医師・看護師研修会負担金
2 医療費	40,690	42,077	△ 1,387	△ 3.3	消耗薬剤費、消耗器材費、血液検査等手数料、医療機器修繕料・保守料
3 施設整備費	500	1,093	△ 593	△ 54.3	施設修繕料
4 基金積立金	7	5,005	△ 4,998	△ 99.9	国民健康保険北川辺診療所施設整備等基金積立金
5 公債費	1	1	0	0.0	一時借入金利子
6 予備費	2,000	2,000	0	0.0	
合 計	96,200	99,900	△ 3,700	△ 3.7	

## 加須市国民健康保険表彰規程に基づく表彰（案）について

### 1 趣旨

国民健康保険の趣旨普及と事業運営の円滑を期するため、「加須市国民健康保険表彰規程」に基づき表彰

### 2 表彰候補選定基準【国民健康保険表彰規程第2条 第2号】

- ① 医療機関無受診（令和2年4月診療分～令和5年11月診療分）
- ② 国民健康保険税完納（令和5年12月納期到来分まで）
- ③ 国保健診（特定健康診査）を毎年度（令和2年度～令和5年度）受診している世帯

### 3 被表彰者予定者名簿【国民健康保険表彰規程第3条】

【上記選定基準を満たす被保険者】

居住地域	年齢	国保資格	性別	表彰候補選定基準		
				①	②	③
大利根地域	72歳	普通世帯主	男性	3年超 無受診	国保税 完納世帯	4年連続 受診
加須地域	67歳	普通世帯主	男性	3年超 無受診	国保税 完納世帯	4年連続 受診

### 4 賞品等

賞状、ちよこっとおたすけ絆サポート券（1万円）

### 5 予算

国民健康保険事業特別会計、国民健康保険一般管理事業、予算額 100千円

### 6 決定方法

加須市国民健康保険表彰規程第4条に基づき、加須市国民健康保険運営協議会で議決を経た上で決定

### 7 表彰

「加須市民の日記念表彰」において実施（令和6年3月23日開催予定）

○加須市国民健康保険表彰規程

平成 22 年 3 月 23 日

告示第 86 号

第 1 条 この市の行う国民健康保険は、趣旨普及と事業運営の円滑を期するため、この規程の定めるところにより表彰を行うことができる。

第 2 条 表彰すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 療養を担当する医師、歯科医師中技術優秀で患者の取扱いが懇切丁寧であり、信を博し、診療報酬請求件数が常に他の上位を占め、1 件当たりの点数が低廉と認めるもの
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 20 条に規定する特定健康診査を毎年度受診している被保険者で世帯員が健康であり、1 年を通じ療養給付を受けることが少なく、かつ、国民健康保険税、一部負担金の納入が他の模範と認めるもの
- (3) その他本事業運営に協力し、その功労が顕著であるもの

第 3 条 この表彰は、市長が前年度における成績を調査し、被表彰者予定者名簿を作成し、国民健康保険運営協議会に諮問し表彰者を決定するものとする。

第 4 条 この表彰における具体的方法については、国民健康保険運営協議会の議を経て市長がその都度これを定めるものとする。

附 則

この告示は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。